

## 質問回答

2015年9月4日

「アフリカ地域インクルーシブ教育推進を目指した中等学校建設・改修計画準備調査(スワジランド/レソト)」

(公示日:2015年8月26日 / 公示番号:150678)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P21 (14)プロジェクトの概略事業費 1) 準拠ガイドライン 及び P24 7.成果品等 注3)	P21では積算にあたっての準拠するマニュアルについて“現地もしくは第三国業者を活用する場合の概略事業費積算に当たっては、「コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル(小中学校・保健センター建設編)」(2015年1月版)に基づき積算を行う”と記載されています。 他方、P24では本邦以外の業者を想定する場合には、“「コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略積算マニュアル(学校建設編)(試行版)」を参照すること”と記載されています。 時制を考慮した場合、前者(P21)の記載を正と理解して宜しいでしょうか？	本案件での準拠すべきガイドラインは「コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル(小中学校・保健センター建設編)」(2015年1月版)」ですので、p21の記載を正として理解ください。
2	P17の上段「カ」の3~4行目	「(近隣の南アフリカ共和国での調査を含む)」とありますが、これは実際に南アフリカに行くのでしょうか。P15の国内作業にも同内容の「情報収集」の作業がありますが、別途、現地に行くのでしょうか。	南アでの現地調査は想定しています。また、国内作業は国内でできる範囲の南アの情報収集です。スワジランド及びレソトのインクルーシブ教育(障害者支援)は南アからの影響を強く受けており、南アの障害のある生徒も通う学校でのユニバーサルデザイン、国としての設計基準等の調査を

			想定しています。南アはスワジランド及びレソトへの経由地のひとつであり、スワジランド及びレソトでの現地調査の前後で立ち寄ることを想定しています。
3		”環境社会配慮1”と”環境社会配慮2”の分担は、それぞれ、指示書(11)と(12)(20頁～21頁記載)と理解していいのか？それともステークホルダー協議開催支援とそれ以外の作業と考えたほうがいいのでしょうか。	団員配置のアイデアは応札者の提案を歓迎しますが、基本的な考えとして、「第3 業務実施上の条件 2. 業務量の目途と業務従事者の構成」に記載したとおり、スワジランドとレソトを2チームに分けて調査することを念頭に置いており、「環境社会配慮1」団員と「環境社会配慮2」団員は各国に分かれて、指示書(11)と(12)の業務を行うとJICAは想定しました。
4		学校建設に向けた設計・積算資料を作成するが、環境面での許認可は、この調査以外で現地CPが自分たちのお金で申請、取得するという理解でいいのでしょうか。	ご理解のとおりです。先方政府の規定する環境影響評価制度における本案件の取り扱いについては、先方政府の本案件実施機関と環境社会配慮担当機関の間でやりとりがなされ、対応が決まります。環境社会配慮適用案件と認定された場合には、この協力準備調査以外で、実施機関の責任で所定の手続きを行うこととなります。なお、本邦コンサルタントには先方政府による環境面での許認可が円滑に行われるよう側面支援をしていくことが期待されます。

以上